

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成27年度	次回見直し予定	平成32年度
条例名	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例				
条例番号	平成21年神奈川県条例第58号	法規集	第8編第5章		
所管室課	保健福祉局生活衛生部食品衛生課				
条例の概要	食の安全・安心の確保について、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで県民の健康を保護するとともに、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与していることから、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、食品関連事業者に対して食品等の生産及び製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関し助言や指導を行い、また、食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出のしくみを定めており、本条例は有効である。			H26年度実績 ・自主回収着手報告受理 71件 ・食品等輸入事務所施設数 522件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出の義務については、この条例の目的達成のために必要最小限のものであり、効率的に運用できている。 そのほか、遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等の措置の規定について他の条例の運用によりその目的が達成されていることなどから、この条例の規定の見直しを検討する必要がある。			
	基本方針適合性 (県政の基本方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策分野「安全・安心」3 生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、食品の安全性の確保をさらに推進するものであり、憲法、食品安全基本法、食品衛生法などの法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 食の安全・安心の確保をさらに効率的に推進するため、改正を検討する必要がある。		